

PRESS RELEASE

神崎市

令和5年5月29日

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」（以下、「要領」という。）により、神崎市指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

[九州電力株式会社]

1 指名停止対象事業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：九州電力株式会社

代表取締役 池辺 和弘

（福岡県福岡市中央区渡辺2丁目1番82号）

登録業種：物品製造・役務の提供等

期 間：令和5年5月29日～令和6年1月12日（7.5ヶ月）

2 指名停止の理由

九州電力管内に所在する官公庁に対し小売供給を行う電気について遅くとも平成30年10月12日以降、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和5年3月30日に公正取引委員会から違反事実の認定を受けた。

3 指名停止期間の根拠

要領別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当する。

指名停止期間については7.5ヶ月とする。

4 令和3年・4年度実績

令和3年度 約1億4,000万円

令和4年度 約1億5,500万円（見込み）

神崎市役所 総務企画部

財政課 契約管財係

直通：0952-37-0101

mail：zaisei@city.kanzaki.lg.jp